

緊急事態宣言中における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。
さて、栃木県緊急事態宣言が発出されている中での授業開始にあたり、本校におきましては、これまで実施してまいりました感染症対策を更に強化し、以下のように徹底することといたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 保健指導・健康観察・環境衛生管理の徹底

- ・ 学校生活においては、原則マスクを着用します。
(熱中症の危険がある場合、運動時は身体へのリスクを考慮します。)
- ・ 児童への手洗い・うがい・手指消毒の励行等の指導を徹底します。
- ・ 毎朝健康観察カードを回収し、慎重な健康観察により、発熱等かぜ症状のある児童の早期発見に努めます。
- ・ 児童が触れる事の多いドアノブやスイッチ等を定期的に消毒します。

2 授業や給食等における密閉・密集・密接の回避

- ・ 教室内の机の間隔を広げるとともに、常時換気を行い、密閉・密集・密接を回避します。
- ・ 給食については、事前の手洗いや配膳台の消毒等を徹底するとともに、グループにならずに、全員が机を前向きのまま黙食をするように指導します。なお、配膳時も食事後も全員がマスクを着用します。
- ・ 水道やトイレの使用についても、人数を制限する等の工夫を行い、密閉・密集・密接の回避に努めます。

3 各教科等の学習活動について

- ・ 緊急事態宣言中においては、「感染症対策を講じてもお感染のリスクの高い学習活動」については実施を見合わせます。
(例)・児童が近距離で活動する調理実習
・ 児童が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動 等

4 清掃活動について

- ・ 緊急事態宣言中は、クラス割りで清掃を実施します。(普段は縦割り班で行っています。)
- ・ トイレ清掃は教職員が行います。
- ・ 窓やドアを開け換気を行いながら、密集しないように注意します。

5 人権への配慮について

- ・ 感染者、濃厚接触者とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、指導を行います。
- ・ ワクチン接種についても、同様に差別等が行われないよう必要な指導を行います。

6 学校での体調不良時の対応

- ・ 発熱等のかぜ症状が見られる児童に対しては、家庭への連絡を行い、早退の措置をとらせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

7 ICTの活用等について

- ・ 児童の学びを保障するために、ICTの活用等による学習指導の環境づくりを進めてまいります。

8 保護者の皆様へのお願い

- ・ お子様の体温を毎朝測定して「健康観察カード」に記入し、お子様に持たせてください。
- ・ 家庭での健康観察で、発熱等のかぜ症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合は児童の登校を控えてください。同居のご家族に同様の症状が見られる場合も登校を控えていただくようお願いいたします。